



目 次	ページ
規 則	
◎知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則	1
◎高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	6
◎高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	7
◎高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則及び高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	9
高知県教育委員会規則	
◎高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則	9
高知県人事委員会規則	
◎人事記録に関する規則の一部を改正する規則	9

-----  
規 則  
-----

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第13号

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成13年高知県規則第144号）の一部を次のように改正する。

第1条の2の次に次の1条を加える。

（知事が定めた法人の告示）

**第1条の3** 県が出資する法人のうち条例第4条の規定により知事が定めた法人については、当該法人の名称を告示するものとする。

第3条（見出しを含む。）中「開示請求をする」を「開示を請求する」に改める。

第7条の見出しを「（個人情報開示決定期間延長通知書等）」に改め、同条第2項第1号中「個人情報の」を「個人情報の全部の」に改め、同項第2号中「個人情報の一部の」を「条例第17条の規定による個人情報の一部を除いた」に改め、同項第4号中「個人情報の存否を明らかにしない旨」を「条例第18条の規定に基づく個人情報の存否を明らかにしない旨」に改め、同条第3項を削り、同条の次に次の2条を加える。

（個人情報開示請求事案移送通知書）

**第7条の2** 条例第21条第1項の規定による通知は、別記第10号様式による個人情報開示請求事案移送通知書により行うものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与の方法等）

**第7条の3** 条例第21条の2第1項の実施機関が定める事項は次に掲げる事項とし、同項の規定による通知は別記第11号様式により行うものとする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示請求に係る個人情報に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第21条の2第2項の実施機関が定める事項は次に掲げる事項とし、同項の規定による通知は別記第11号様式の2により行うものとする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 条例第21条の2第2項各号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
- (3) 開示請求に係る個人情報に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第21条の2第3項の規定による通知は、別記第11号様式の3による個人情報の開示決定に関する通知書により行うものとする。

第8条第1項を次のように改める。

条例第22条第1項の規定による個人情報の開示の実施は、知事が指定する日時及び場所において、公文書の開示を行うものとする。

第8条第2項第1号中「視聴し、」を「専用機器により再生したものの聴取若しくは視聴」に改める。

第9条を次のように改める。

**第9条 削除**

第12条第2項中「第34条第6項」を「第34条第5項」に改める。

第13条第2項第1号中「個人情報の」を「個人情報の全部の」に改め、同項第2号中「一部の」を「一部を除いた」に改める。

第17条の見出しを「（個人情報保護審査会諮問通知書）」に改め、同条中「別記第28号様式」を「別記第28号様式による個人情報保護審査会諮問通知書」に改める。

第19条を削る。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

公文書の種類	交付する写し等	金額
1 文書 （2を除き、複製物を含む。）	（1） 用紙に複写したものの又は複製物である電磁的記録を用紙に出力したもの（単色刷り）	用紙1枚につき10円
	（2） 用紙に複写したものの又は複製物である電磁的記録を用紙に出力したもの（多色刷り）	用紙1枚につき50円
	（3） 複製物である電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したもの	当該電磁的記録媒体の購入等に要する金額
2 電磁的記録及びマイクロフィルム	（1） 用紙に出力したものの（単色刷り）	用紙1枚につき10円
	（2） 用紙に出力したものの（多色刷り）	用紙1枚につき50円
	（3） 電磁的記録媒体に複写したもの	当該電磁的記録媒体の購入等に要する金額
3 外部に委託して作成することを要するもの		当該写しの作成に要した委託金額

備考 用紙は、日本産業規格A列3番までの大きさとし、これを超える大きさの用紙を用いた場合は、日本産業規格A列3番の用紙を用いた場合の枚数に換算して金額を算定する。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「開示を請求します」を「開示請求をします」に、  
「閲覧又は視聴 写し等の交付（来庁 郵送）」

を  
「閲覧、聴取又は視聴 写し等の交付（来庁 郵送）」  
に改める。

別記第4号様式中「請求の」を「開示請求の」に改める。

別記第5号様式中「請求の」を「開示請求の」に、「開示をすること」を「全部を開示すること」に、「の開示をする」を「を開示する」に改める。

別記第6号様式中「請求の」を「開示請求の」に、「開示をすること」を「開示すること」に、「の開示をしない」を「を開示しない」に、「の開示をする」を「を開示する」に改める。

別記第7号様式中「請求の」を「開示請求の」に、「の開示をしない」を「を開示しない」に改める。

別記第8号様式及び別記第9号様式中「請求の」を「開示請求の」に改める。

別記第10号様式を削る。

別記第11号様式中「（第9条関係）」を「（第7条の2関係）」に、「請求の」を「開示請求の」に改め、同様式を別記第10号様式とし、同様式の次に次の3様式を加える。

**第11号様式**（第7条の3関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事 

個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

年 月 日付けであなた（貴社等）に関する情報が記録されている個人情報（特定個人情報を含みます。以下同じ。）について、高知県個人情報保護条例第15条第1項（第2項・第3項）の規定に基づく開示請求があり、当該個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第21条の2第1項の規定に基づき御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該個人情報を開示することについて御意見があるときは、別紙「個人情報の開示請求に関する意見書」（以下「意見書」といいます。）を提出いただくようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合は、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る個人情報の内容	
当該個人情報に記録されているあなた（貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先（担当課（所））	電話番号 <span style="float: right;">内線</span>
意見書の提出期限	年 月 日
備考	

別紙

年 月 日

高知県知事 様

郵便番号  
住所  
氏名  
(法人その他の団体の場合は、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)  
電話番号

個人情報の開示請求に関する意見書

年 月 日付けで照会のありました個人情報の開示請求に関する意見につ  
いて、次のとおり提出します。

照会のあった個人情 報の内容	
開示に関しての意見	<p>1 意見はない、又は開示されても支障（不利益）はない</p> <p>2 開示されると支障（不利益）がある</p> <p>(1) 支障（不利益）がある部分</p> <p>(2) 支障（不利益）の具体的な内容</p>
(あなた（貴社等） の）連絡先（担当部 署の名称、電話番号 等）	

注 1 「開示に関しての意見」欄は、該当するものの番号を○で囲み、2を選択された  
場合は、支障（不利益）がある部分及びその具体的な内容を記入してください。  
2 法人その他の団体の場合は、電話番号と担当部署の電話番号とが同じ場合は、担  
当部署の電話番号の記入を省略していただいて構いません。

**第11号様式の2**（第7条の3関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事 印

個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

年 月 日付けであなた（貴社等）に関する情報が記録されている個人情  
報（特定個人情報を含みます。以下同じ。）について、高知県個人情報保護条例（以下  
「条例」といいます。）第15条第1項（第2項・第3項）に基づく開示請求があり、当該  
個人情報が条例第16条第1項第4号ただし書に規定する情報に該当するため（条例第16条  
第2項の規定により）開示決定を行いたいと考えています。

つきましては、条例第21条の2第2項の規定により御意見を伺いますので、当該個人情  
報を開示することについて御意見があるときは、別紙「個人情報の開示請求に関する意見  
書」（以下「意見書」といいます。）を提出いただくようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合は、特に御意見がないものとして取り扱  
わせていただきます。

開示請求に係る個 人情報の内容	
条例第21条の2第 2項の規定を適用 する理由	
当該公文書に記録 されているあなた （貴社等）に関す る情報の内容	
意見書の提出先 （担当課（所））	電話番号 内線
意見書の提出期限	年 月 日
備考	

別紙

年 月 日

高知県知事 様

郵便番号

住所

氏名

（法人その他の団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

個人情報の開示請求に関する意見書

年 月 日付けで照会のありました個人情報の開示請求に関する意見について、次のとおり提出します。

照会のあった個人情報の名称	
開示についての意見	1 意見はない、又は開示されても支障（不利益）はない
	2 開示されると支障（不利益）がある （1）支障（不利益）がある部分  （2）支障（不利益）の具体的な内容
（あなた（貴社等）の連絡先（担当部署の名称、電話番号等）	

注 1 「開示についての意見」欄は、該当するものの番号を○で囲み、2を選択された場合は、支障（不利益）がある部分及びその具体的な内容を記入してください。  
2 法人その他の団体の場合は、電話番号と担当部署の電話番号とが同じ場合は、担当部署の電話番号の記入を省略していただいて構いません。

第11号様式第3（第7条の3関係）

第 年 月 日 号

様

高知県知事



個人情報の開示決定に関する通知書

年 月 日付けであなた（貴社等）から反対の意思を表示した「個人情報の開示請求に関する意見書」の提出がありました個人情報については、次のとおり全部を（一部を除いて）開示することを決定しましたので、高知県個人情報保護条例第21条の2第3項の規定により通知します。

開示に係る処分決定年月日	年 月 日
開示決定に係る個人情報の名称	
開示決定に係る個人情報に記録されているあなた（貴社等）に関する情報の内容	
開示の理由	
開示の日時	年 月 日 時 分
担当課（所）	電話番号 内線
備考	

（教示）

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記第15号様式中「請求の」を「訂正請求の」に改める。  
 別記第16号様式中「請求の」を「訂正請求の」に、「訂正をする」を「全部を訂正する」に改める。  
 別記第17号様式中「請求の」を「訂正請求の」に、「訂正をする」を「訂正する」に、「の訂正をしない」を「を訂正しない」に改める。  
 別記第18号様式中「請求の」を「訂正請求の」に、「の訂正をしない」を「を訂正しない」に改める。  
 別記第19号様式中「請求の」を「訂正請求の」に改める。  
 別記第22号様式から別記第27号様式までの規定中「請求の」を「是正請求の」に改める。  
 別記第28号様式中

審査請求に係る開示決定等、訂正決定等若しくは是正決定等又は開示請求、訂正請求若しくは是正請求に係る不作為	処分決定又は請求の年月日	年 月 日
	個人情報の内容又は請求の内容	

を「

審査請求に係る開示決定等、訂正決定等若しくは是正決定等又は開示請求、訂正請求若しくは是正請求に係る不作為	処分決定又は開示請求、訂正請求若しくは是正請求の年月日	年 月 日
	個人情報の内容又は開示請求、訂正請求若しくは是正請求の内容	

に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則別記第2号様式及び別記

第3号様式は、この規則による改正後の知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第14号**

**高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成2年高知県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1 計測機器の項中

「

走査型レーザドップラ振動計	1台	1時間につき3,050円
---------------	----	--------------

」

を削り、

「

デジタルマイクロスコープ	1台	1時間につき2,160円
--------------	----	--------------

」

を

「

デジタルマイクロスコープ	1台	1時間につき2,160円
万能材料試験機	1台	1時間につき1,310円
振動試験装置	1台	1時間につき2,270円

」

に改め、同表分析機器の項中

「

TOC分析装置	1台	1時間につき1,030円
万能材料試験機	1台	1時間につき1,310円

」

を削り、

「

パイロライザーガスクロマトグラフ質量分析装置	1台	1時間につき4,410円
------------------------	----	--------------

」

を

「

パイロライザーガスクロマトグラフ質量分析装置	1台	1時間につき4,410円
嗜好的機能特性評価システム	1台	1時間につき2,390円

」

に改め、同表加工機器の項中

高速昇温電気炉	1台	1時間につき740円
---------	----	------------

及び

プリント基板作成装置	1台	1時間につき2,270円
------------	----	--------------

を削り、「柑橘搾汁機」を「柑橘搾汁機」に、

ラボスケール精油抽出装置	1台	1時間につき3,120円
--------------	----	--------------

を

ラボスケール精油抽出装置	1台	1時間につき3,120円
スチームコンベクションオープン	1台	1時間につき1,210円
小型調理殺菌装置	1台	1時間につき720円
粘体充填機	1台	1時間につき670円
マイクロ波前処理装置	1台	1日につき1,850円
高温電気炉	1台	1日につき3,060円

に改める。

別表第2 定量分析の項中

パイロライザーガスクロマトグラフ質量分析装置によるもの（ISO/IEC 17025認定マークを必要とするもの）	1 試料	16,690円
---	------	---------

を

パイロライザーガスクロマトグラフ質量分析装置によるもの（ISO/IEC 17025認定マークを必要とするもの）	1 試料	16,690円
嗜好的機能特性評価システ	1 試料	13,270円

ムによるもの

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定により納付すべき使用料については、なお従前の例による。

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第15号

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成7年高知県規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1 原料処理機器の項中

オゾン水実験装置	1台	1時間につき2,290円
----------	----	--------------

を

オゾン水実験装置	1台	1時間につき2,290円
SDRラボリファイナー	1台	1時間につき4,340円

に改め、同表試験機器の項中

フィルター性能試験機	1台	1時間につき2,060円
------------	----	--------------

を

フィルター性能試験機	1台	1時間につき2,060円
臨界点乾燥機	1台	1時間につき1,660円
ゼロ・スパン張力測定装置	1台	1時間につき1,220円
ディスク遠心式粒度分布測定装置	1台	1時間につき1,370円

に改め、同表分析機器の項中

--	--	--

ゼータ電位測定装置	1台	1時間につき2,010円
-----------	----	--------------

を

ゼータ電位測定装置	1台	1時間につき2,010円
比表面積測定装置	1台	1日につき6,210円
赤外イメージングシステム	1台	1時間につき1,230円
レオメーター	1台	1時間につき1,280円

に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表において「1日」とは、午前8時30分から午後5時15分までの間をいう。

別表第2定性分析の項中

特殊なもの		指定成分1成分につき 2,910円
-------	--	----------------------

を

特殊なもの		指定成分1成分につき 2,910円
特殊機器によるもの	赤外イメージングシステムによる簡易なもの	1件につき2,910円
	赤外イメージングシステムによる複雑なもの	1件につき7,270円

に改め、同表定量分析の項中

ゼータ電位測定装置によるもの		1件につき6,060円
----------------	--	-------------

を

ゼータ電位測定装置によるもの		1件につき6,060円
比表面積測定装置による簡易なもの		1件につき13,600円
比表面積測定装置による複雑なもの		1件につき19,800円

レオメーターによるもの		1件につき6,080円
-------------	--	-------------

に改め、同表物理化学試験の項中

白色度試験	1試料	2,440円
-------	-----	--------

を

白色度試験	1試料	2,440円
臨界点乾燥試験	1件	11,200円
ゼロ・スパン張力測定試験	1件	2,820円
ディスク遠心式粒度分布測定試験	1件	5,370円
高分解能熱画像カメラによる熱画像測定試験	1件	1,350円
滑落接触角試験	1件	5,760円

に改め、同表原料処理試験の項中

セルロースナノファイバー製造装置による処理試験	1件	15,280円
-------------------------	----	---------

を

セルロースナノファイバー製造装置による処理試験	1件	15,280円
SDRラボリファイナーによる叩解試験	1件	9,680円

に改める。

**附 則**

この規則は、令和2年4月1日から施行する。



高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則及び高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第16号

高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則及び高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則(平成26年高知県規則第84号)の一部を次のように改正する。

第11条(見出しを含む。)中「の基準」を「に掲げる基準」に、「が確認できる」を「を確認することができる」に改める。

(高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(平成28年高知県規則第51号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第12条第1項」を「第12条第1項及び第13条の2第3項」に改め、同項第1号中「第1条第1項の表の(い)項」を「第12条第1項の表の(い)項」に改め、「付近見取図、配置図、床面積求積図、用途別床面積表、各部詳細図及び各種計算書並びに当該」を削り、同条第2項中「第12条第3項」を「第12条第4項(省令第13条の2第6項の規定により適用する場合を含む。)」に改め、同項第1号中「同項第1号」を「省令第12条第1項の表の(い)項」に、「各種計算書(」を「各種計算書(前項第1号に掲げる)」に改める。

第12条中「第23条第1項」を「第23条第1項及び第24条の3第2項第1号」に改める。

第27条(見出しを含む。)中「の基準」を「に掲げる基準」に、「が確認できる」を「を確認することができる」に改める。

第28条の見出し中「が確認できる」を「を確認することができる」に改め、同条中「第55条の7第1項の表6の項ア」を「第55条の7第1項の表8の項ア」に、「が確認できる」を「を確認することができる」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第1号

高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例(昭和46年高知県条例第40号)第8条の規定に基づき、高知県立学校の教育職員(同条例第2条に規定する教育職員をいう。)(以下単に「教育職員」という。)の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会(次条において「教育委員会」という。)が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関し必要な事項を定めるものとする。(教育委員会が講ずる措置)

第2条 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が業務を行う時間(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定する指針において定められている在校等時間をいう。次項において同じ。)から所定の勤務時間(同法第6条第3項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。))以外の日における正規の勤務時間をいう。次項において同じ。)を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1箇月において45時間

(2) 1年において360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1箇月において100時間未満

(2) 1年において720時間

(3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇

月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間(4) 1年のうち1箇月において45時間を超える月数について6箇月

3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

人事委員会規則

人事記録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第7号

人事記録に関する規則の一部を改正する規則

人事記録に関する規則(昭和33年高知県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。